2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県下呂市金山町弓掛字弓掛谷三九七の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市朝日町宮之前字金堀七一〇の一、字シンノサコ七一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成三十年三月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5276	株式会社パステル	福島県郡山市喜久田町字前北原五十三番地の二十六	平成三十年一月十九日から平成三十一年一月十八日まで
5277	株式会社鶴和	福島県郡山市喜久田町字前北原五十三番地の二十六	平成三十年一月十九日から平成三十一年一月十八日まで

○国土交通省告示第四百三十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市赤穂七七二二番四二から同市赤穂一五番三九五まで	前	最小 一四七（メートル）	二〇
		最大 一二四	
	後	最小 一一一	

○国土交通省告示第四百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
川西市石道字梅木谷一番五地先から同市石道字高畑二番一まで	前	最小 一三七（メートル）	八五七
		最大 二一一	
	後	最小 一三一	
		最大 二一一	
兵庫県川辺郡猪名川町上野牛丸山一番一から同県川辺郡猪名川町猪渕字ナメラ谷一番一まで	前	最小 二五二	四、一二五
		最大 三六	
	後	最小 一九七	
		最大 二二	
宝塚市切畑字センハク一番一八から同市玉瀬字オモナゴ一番九まで	前	最小 四七二	四、七七三
		最大 三六	
	後	最小 四四一	
		最大 二四	
神戸市北区道場町生野字東山一一七四番一七九から同市北区八多町中字本岡山六三二番七まで	前	最小 二五二	七、〇一三
		最大 〇	
	後	最小 三三六	
		最大 〇	

○国土交通省告示第四百四十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大村市向木場町一二九三番二から同市木場一丁目八三九番五まで	前	最小 一九五（メートル）	二九九
		最大 九一	
	後	最小 一八八	
		最大 九一	